

令和4年6月22日

保護者 様

古河市立八俣小学校長 児矢野 康之

学校生活における児童のマスクの着用について

梅雨の候、保護者の皆様には、ご家族の健康に留意してお過ごしのことと拝察いたします。

また、本校の学校教育にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、先日「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）が示されました。これに則り、学校生活における児童のマスク着用について、学校では下記のように指導しますので、ご理解とご協力の程、よろしく願いたします（**裏面の参考リーフレット（文部科学省・厚生労働省作成）を確認**してください）。

なお、新型コロナウイルス感染状況については、日々変化しているため、必要に応じて変更を行う場合があります。また、今後新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがあります。

記

- 1 学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、**児童及び教職員は、身体的距離が十分とれないときは原則マスクを着用**します。
- 2 十分な身体的距離が確保できる場合や、活動を行う場所の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い場合には、**マスクを着用する必要はありません**。体育の授業中、登下校では、**マスクを外すこと**を児童に指導いたします。その際、**人と十分な距離を確保して会話控えること**についても併せて指導いたします。
- 3 夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症などの健康被害が発生するリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいのですが、**熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先**いたします。
- 4 マスクの取り外しについては、活動の態様や児童の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応いたします。
- 5 児童本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、**マスクを外すなど、自身の判断でも適切に対応**できるように指導します。ご家庭でもご指導していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

古河市立八俣小学校

教頭 市村 照美

住所 古河市東山田1814

TEL 0280-78-0009

FAX 0280-78-3822

子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、
マスク着用を一律には求めています。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面



屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
- ＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、
プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

就学前児について



2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

気をつける
ポイント

- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
- ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
※その他地域や状況に応じて、請じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



新型コロナウイルス
感染症予防のために
（厚生労働省HP）



文部科学省

新型コロナウイルスに関連した感
染症対策に関する対応について：
幼小中高・特別支援学校に関する情報
（文部科学省HP）

